

居宅介護支援 重要事項説明書

当事業者が提供する居宅介護支援の内容に関し、利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	株式会社ミルト居宅介護支援事業所
所在地	静岡県富士市鈴川中町 4番27号
電話番号	0545-32-2068
法人種別及び名称	株式会社 ミルト
代表職及び氏名	代表取締役 鈴木 三代
管理者氏名	鈴木 三代
介護保険事業所番号	2272301447
指定年月日	平成22年5月1日
サービスを提供する通常の実施地域	富士市

2. 職員の概要

職種	職員数	勤務形態	保有資格
管理者	1	常勤兼務	介護支援専門員・介護福祉士
介護支援専門員	1	常勤	介護支援専門員・介護福祉士

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日及び12/30～1/3を除く）
営業時間	9:00～18:00

※ 電話による応対は上記営業時間外も対応。

※ 土・日・祝日の利用に関しては応相談。

4. 居宅介護支援の概要

（1）居宅介護支援の内容

①要介護認定等の申請代行

利用者の要介護認定等（更新認定を含む）にかかる申請について、利用者の意思を確認した上で申請の代行等の必要な援助を行います。

②居宅サービス計画の作成

利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及び家族の希望等を考慮し、居宅サービス計画を作成します。

③サービス事業者等との連絡調整

作成した居宅サービス計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ります。その際利用者は複数の事業所の紹介を求めることがや当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です。

指定居宅介護支援の提供にあたり、前 6 か月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画が占める割合及び各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を別紙に記載いたします。

④居宅サービス計画作成後の管理（計画変更等）

居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画がどのように実施されているかを把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他の便宜を図ります。

⑤介護保険施設への紹介

利用者がその居宅における日常生活が困難と認められる場合、あるいは利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜を図ります。

⑥医療との連携

利用者が入院した場合、利用者に対し担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう促すとともに当該医療機関が求める利用者の情報を提供し、連携を取るように努めます。

（2）サービス提供困難時の対応

①サービス提供困難時の対応

利用申込者に対し自ら適切な居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合、他の居宅介護支援事業者への紹介その他の必要な措置を講じます。

②サービスの質の向上のための対策

介護支援専門員の質的向上を図るため、研修会等に参加し研鑽に努めます。

③プライバシーの守秘義務

居宅介護支援事業者及び介護支援専門員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守する義務を負います。

④事故発生時の対応

居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は速やかに家族、市町村に連絡をし、必要な措置を講じます。

5. 利用料金

①居宅介護支援の提供に際し、利用者が負担する居宅サービス計画作成料等の料金は、原則としてありません。但し、利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（ご利用者が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）がある

ときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたしますので、その証明書を後日富士市の窓口に提出していただきますと、全額払い戻しを受けることが出来ます。

要介護 1, 2 1.0 8 6 単位/月 (1 単位: 10. 21 円)

要介護 3, 4, 5 . . . 1.4 1 1 単位/月

②交通費

通常の事業実施地域でのサービスは交通費はいただけません。通常の実施地域以外の交通費は以下の通りです。

(ア) 公共交通機関利用／実費

(イ) 自動車 通常の事業実施地域を超えた場合 1 Km 毎 10 円

③解約料はいただけません。

6. サービスの利用方法

①利用開始

電話等でご連絡ください。

担当職員が当事業所の居宅介護支援の内容等についてご説明します。

面接、説明により利用者からの同意を得たあと、当事業者の介護支援専門員が居宅介護支援の提供をいたします。

②利用終了

ア) 利用者の都合でサービスを終了する場合は、希望する日の 7 日前までに文書で申し出てください。

イ) 当事業所のやむを得ない事情（人員不足等）によりサービスを終了させていただく場合はサービス終了の 1 ヶ月前までに文書により通知します。

ウ) 次の場合は自動的に終了となります。

- 利用者が介護保健施設に入所した場合、または入院した場合。

- 利用者が非該当（自立）と認定された場合。

- 利用者が亡くなった場合。

7. その他

- 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- 利用者が当事業者に対してこの契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合は、文書で利用者に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

8. 担当職員

利用者を担当する介護支援専門員は 鈴木 三代 です。

(事情により変更する場合があります。ご了承ください。)

- ・ 職員は常に身分証明書を携行しているので、必要な場合は提示をお求めください。
- ・ 利用者はいつでも事業所及び担当の介護支援専門員の変更を申し出ることができます。
(これを拒む正当な理由がない限り、事業者は変更の申し出に応じます。)
- ・ 当事業者は、利用者の担当の介護支援専門員が退職する等正当な理由により、担当の介護支援専門員を変更することができます。

9. 苦情処理

利用者は、当事業者の居宅介護支援の提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。利用者は、当事業者に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

◎苦情処理相談窓口 担 当／ 鈴木 三代
電話番号／0545-32-2068

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

◎富士市介護保険課 0545-55-2863
◎国民健康保険団体連合会 054-253-5590

10. 虐待防止

事業者は人権擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じるものといたします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理の体制の整備。
- (3) その他の虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

2 事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに富士市に通報するものとします。

11. 衛生管理

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講じるものとします。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施をします。
- (2) その他の感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

12. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し

必要な研修及び訓練を定期的に開催します。

13.ハラスメント

ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ次の措置を講じるものとします。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知啓発。
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備。
- (3) その他ハラスメント防止のための体制の整備。

年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

静岡県　富士市鈴川中町　4番27号
株式会社ミルト居宅介護支援事業所

説明者　鈴木　三代　　印

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

住　所_____

氏　名_____印

(代理人)

住　所_____

氏　名_____印

利用者との関係_____